

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第2323号から第2326号まで)

令和2年9月17日

横情審答申第2323号から第2326号まで

令和2年9月17日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

平成29年12月28日教東指第663号、平成29年12月28日教西指第536号、平成29年12月28日教南指第421号及び平成29年12月28日教北指第344号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成29年5月31日に横浜市長が謝罪した件に係る当該小学校、中学校及び東部教育事務所に報告、取得、検討した文書等の一連の関連文書、資料のすべて（事件発覚後から開示請求日迄の間）」ほかの非開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「平成29年5月31日に横浜市長が謝罪した件に係る当該小学校、中学校及び東部教育事務所に報告、取得、検討した文書等の一連の関連文書、資料のすべて（事件発覚後から開示請求日迄の間）」ほかの別表に示す4件の行政文書の存否を明らかにしないで非開示とした決定は妥当ではなく、取り消すべきである。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「平成29年5月31日に横浜市長が謝罪した件に係る当該小学校、中学校及び北部又は南部、東部、西部教育事務所並びに教育委員会に報告、取得、検討した文書等の一連の関連文書、資料のすべて（事件発覚後から開示請求日迄の間）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成29年7月7日付で「平成29年5月31日に横浜市長が謝罪した件に係る当該小学校、中学校及び東部教育事務所に報告、取得、検討した文書等の一連の関連文書、資料のすべて（事件発覚後から開示請求日迄の間）」ほかの別表に示す4件の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）を特定し、その存否を明らかにしないで行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第9条に該当するため、その存否を明らかにしないで非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件開示請求は、特定のいじめ事案（以下「本件いじめ事案」という。）に関して、平成29年5月31日に横浜市長が謝罪した件に関して学校と方面別に設置された学校教育事務所で共有された報告、資料等の開示を求めているものである。
- (2) 条例第9条の該当性について、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1266号等では、条例第9条に基づく存否応答拒否の適用に当たっては、①特定のものを名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、開示したのと同様の効果が生じること及び②開示請求に係る情報が、非開示として保護すべき利益が

あることの二つの要件を備えていることが必要であると解している。

ア まず、本件開示請求が上記①の要件に該当するか否かについて説明する。

本件開示請求に対し開示決定又は非開示決定を行うと、決定を行った学校教育事務所が本件いじめ事案に係る文書を保有していることが明らかになり、不存在による非開示決定を行うと決定を行った学校教育事務所が本件いじめ事案に係る文書を保有していないことが明らかになる。その結果、決定を行った学校教育事務所における本件いじめ事案について共有された報告、資料等の存在の有無が明らかとなる。本件では審査請求人は各学校教育事務所に対して同様の請求をしているため、それぞれの学校教育事務所が本件いじめ事案に係る文書を保有しているか否かを答えることにより、学校教育事務所名が特定されるので、どの学校教育事務所が所管する行政区に所在する学校に本件いじめ事案に係る児童・生徒が通っていたかが明らかとなり、本件審査請求文書を開示したのと同様の効果が生じることとなるため、上記①の要件に該当する。

イ 次に、本件開示請求に係る情報が上記②の要件に該当するか否か、すなわち条例第7条第2項第2号で規定する非開示事由に該当するか否かについて説明する。

どの学校教育事務所が所管する行政区に所在する学校に本件いじめ事案に係る児童・生徒が通っていたかが明らかとなると、当該小学校及び中学校、さらには当該児童・生徒の特定につながるおそれがあり、その結果、条例第7条第2項第2号の非開示とすべき個人に関する情報（特定の個人を識別することができる情報）を開示することにつながるおそれがある。

とりわけ本件いじめ事案においては、横浜市内に在籍する被災児童・生徒の数は限られており、学校教育事務所名を特定すれば、これまで公表された情報と組み合わせることによって、個人の特定につながるおそれが大きくなる。さらに、本件いじめ事案は、マスコミやインターネット等で大きく取り上げられたが、保護者の意向も踏まえて、行政判断として学校名はもとより、学校教育事務所名も公表していない。

特に、心身の未熟な子どもにとっては、情報の特定が更なる精神的苦痛となり、児童・生徒の健全な育成に支障を来すおそれがあると認められ、開示に当たっては個人が職別されないように、格別な配慮が必要となることから、上記②の要件に該当する。

ウ 以上のことから、本件開示請求は、条例第9条に該当し、非開示とした。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 非開示決定処分を取り消し、開示請求書どおりの開示決定を求める。
- (2) 開示請求対象文書について、存否を明らかにすると、小・中学校さらには当該児童生徒が特定されるおそれのある文書であることが9条適用理由であると述べている。しかし、①「小中学校」名は7条2項2号の非開示個人情報ではなく、②「当該児童生徒」名は文書存否応答のみから特定されないにもかかわらず、特定されると強弁する理由付記が全くない。
- (3) 条例9条の適用理由の付記がなく不適切な情報開示決定通知書は弁明書でこれを補足補正した弁明をしなければ瑕疵ある行政処分となり非開示決定の取り消しは免れない。
- (4) 7条2項2号に該当する非開示個人情報があるとして、開示する予定の文書を定かにせずに条例9条を適用しているが、開示されることにより生じる非開示個人情報の被侵害事実とは何か、公開の原則より優先されるとする識別情報部分を除いた非開示個人情報の保護とは何をどう保護するのか、ここにも全く理由付記がない。

#### 5 審査会の判断

- (1) いじめに係る対応についての事務について

横浜市では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条に基づき、いじめの防止等の取組を市全体で円滑に進めていくことを目指し、すべての子どもの健全育成及びいじめのない子ども社会の実現を方針とした「横浜市いじめ防止基本方針」を平成25年12月に策定した。

横浜市立学校においては、この基本方針に基づいて、いじめ防止対策に取り組んでいるほか、いじめを受けていると思われる場合や、いじめの訴えがあった場合にも、この基本方針に基づいて、対応している。

いじめの重大事態が発生した場合には、学校は直ちに教育委員会に報告し、事実関係を明確にするための調査及び再発防止に向けた取組を行っている。教育委員会においては方面別に設置された4箇所の学校教育事務所の指導主事室がこれらの事務を所管する。

- (2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、本件いじめ事案に関して、平成29年5月31日に横浜市長が

謝罪した件に係る当該小学校、中学校及び東部学校教育事務所に報告、取得、検討した文書等の一連の関連文書、資料のすべて（事件発覚後から開示請求日迄の間）ほかの別表に示す4件の行政文書である。

(3) 本件審査請求文書の特定について

開示請求書には「北部又は南部、東部、西部教育事務所」と記載されている。実施機関はこの記載から、4箇所の学校教育事務所のそれぞれが保有する行政文書の開示が求められていると考え、学校教育事務所ごとに本件審査請求文書を特定して本件処分を行った。

しかし、本件いじめ事案については、それが起きた学校名が公表されていないことから、審査請求人は求める文書を保有するであろう学校教育事務所を特定することができず、いずれかの学校教育事務所が保有する行政文書の開示を請求したものと解するのが自然であり、学校教育事務所ごとにそれぞれが保有する行政文書を対象行政文書として特定して開示等の決定を行わなければならないという理由はないと解される。

(4) 存否応答拒否について

ア 条例第9条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 存否応答拒否は、開示請求に対して当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき権利利益が損なわれる場合に適用されるものであり、当該情報が存在しても、存在しなくても適用すべきものである。

そのため、存否応答拒否を行うには、①特定の者を名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になること及び②①で公になる事実、非開示事由に該当する事実が含まれていることの二つの要件を備えていることが必要であると解される。

(5) 本件処分の妥当性について

ア 本件処分は、実施機関が、本件審査請求文書が存在しているか否かを答えるだ

けで、条例第7条第2項第2号に基づき非開示として保護すべき情報を明らかにしてしまうことになるとして、条例第9条に基づき、本件審査請求文書の存否を明らかにしないで非開示決定をしたものである。

そこで、本件処分が存否応答拒否の二つの要件を備えているかについて以下検討する。

イ 実施機関は、弁明書において「審査請求人は各学校教育事務所に対して同様の請求をしているため、それぞれの事務所が本件いじめ事案に係る文書を保有しているか否かを答えることにより、学校教育事務所名が特定される・・・」と説明していることなどから、学校教育事務所名を特定してその保有する行政文書の開示を求めたことをもって、特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたと解したものと考えられる。

しかし、前記(3)で検討したとおり、本件開示請求では、いずれかの学校教育事務所が保有する行政文書の開示が請求されていると解されるのであり、学校教育事務所名は特定されていないというべきである。

なお、本件開示請求においては、「平成29年5月31日に横浜市長が謝罪した件」と事案が限定されているが、当該事実は新聞報道等で公になっており、実施機関もこのことをもって存否を応答できない理由とはしていない。

ウ 以上のことから、本件処分は存否応答拒否の第一の要件を欠くものといわざるを得ない。

#### (6) その他

実施機関は、学校教育事務所名を公にすることができないため、本件処分を行ったと説明している。

この点、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1517号は、学校教育事務所名が明らかになると、在校児童生徒及びその保護者などの一定の範囲の関係者であれば既知の情報と組み合わせることによって、当該学校名が特定されるだけにとどまらず、当該関係児童生徒等の特定の個人を識別することができることとなり、当該関係児童生徒等の権利利益を害するおそれがあると判断している。

そこで、本件開示請求が学校教育事務所名を特定しないで行われたものと解して、対象行政文書を保有している学校教育事務所（以下「文書保有課」という。）が開示等の決定を行えば、結果として学校教育事務所名が特定され、関係児童生徒等の権利利益を害してしまうのではないかとの疑問もありうるところである。

しかし、開示請求に対しては、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で開示又は非開示の決定をすることが原則である。

同種同一事務を行っている各学校教育事務所のいずれかが保有する行政文書の開示請求が行われた際に、学校教育事務所名を明らかにすることができないのであれば、各学校教育事務所が起案を行い、各学校教育事務所の連名で決定通知書を発出する、文書保有課又は同種同一事務を行っているそれ以外の学校教育事務所のいずれかが開示等の決定を行い、文書保有課と開示等の決定課が必ずしも一致するものではないことが分かるように開示等の決定を行うなどの方法をとることも可能であると考えられる（横浜市の保有する情報の公開に関する条例の解釈・運用の手引の事案の移送に係る第14条の運用(6)参照）。実施機関には、このような開示等の決定の工夫が必要であったことを申し添える。

#### (7) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を条例第9条に該当するとして、その存否を明らかにしないで非開示とした決定は妥当ではなく、取り消すべきである。

#### (第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道



## 別表

答申番号	本件審査請求文書
2 3 2 3	(平成29年12月28日教東指第663号による諮問) 平成29年5月31日に横浜市長が謝罪した件に係る当該小学校、中学校及び東部教育事務所に報告、取得、検討した文書等の一連の関連文書、資料のすべて(事件発覚後から開示請求日迄の間)
2 3 2 4	(平成29年12月28日教西指第536号による諮問) 平成29年5月31日に横浜市長が謝罪した件に係る当該小学校、中学校及び西部教育事務所に報告、取得、検討した文書等の一連の関連文書、資料のすべて(事件発覚後から開示請求日迄の間)
2 3 2 5	(平成29年12月28日教南指第421号による諮問) 平成29年5月31日に横浜市長が謝罪した件に係る当該小学校、中学校及び南部教育事務所に報告、取得、検討した文書等の一連の関連文書、資料のすべて(事件発覚後から開示請求日迄の間)
2 3 2 6	(平成29年12月28日教北指第344号による諮問) 平成29年5月31日に横浜市長が謝罪した件に係る当該小学校、中学校及び北部教育事務所に報告、取得、検討した文書等の一連の関連文書、資料のすべて(事件発覚後から開示請求日迄の間)

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年12月28日	・実施機関から諮問書、弁明書の写し及び反論書の写しを受理
平成30年1月18日 (第226回第三部会) 平成30年1月19日 (第329回第二部会) 平成30年1月23日 (第311回第一部会)	・諮問の報告
令和2年2月20日 (第256回第三部会)	・審議
令和2年3月17日 (第257回第三部会)	・審議
令和2年6月25日 (第258回第三部会)	・審議
令和2年7月16日 (第259回第三部会)	・審議
令和2年8月20日 (第260回第三部会)	・審議